⑵　出願者が⑴の請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができることとする。（第十四条の二第七項関係）

3　出願品種の優先審査

品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができることとする。（第十五条の二関係）

4　育成者権の存続期間の延長

育成者権の存続期間を十年間延長し、品種登録の日から三十五年（第四条第二項に規定する品種にあっては、四十年）とする。（第十九条第二項関係）

5　育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化

育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合に当該登録品種の育成者権の効力がその譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用に及ばないとする規定について、その譲渡は日本国内の譲渡であることを明確化する。（第二十一条第二項関係）

6　育成者権の効力が及ぶ範囲への種苗等の輸出目的保管の追加

⑴　育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条第二項関係）

⑵　育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、第二十一条第二項第二号に規定する国以外の国であって第二十一条の二第一項第一号イに規定する指定国以外の国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条の二第一項関係）

7　育成者権の侵害に係る損害の額の算定に関する規定の見直し

⑴　育成者権の侵害に対する損害賠償額の算定において、育成者権者の利用の能力に応じた数量を超える一定の数量について、登録品種等の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額とすることができることとする。（第三十四条第一項関係）

⑵　裁判所は、登録品種等の利用に対して受けるべき金銭の額に相当する額の認定に当たり、育成者権の侵害があったことを前提として育成者権者が侵害者との間で合意をするとしたならば当該育成者権者が得ることとなる対価を考慮することができることとする。（第三十四条第四項関係）

8　登録品種の名称に係る推定

登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡、貸渡し等をした場合に、当該種苗は当該登録品種の種苗であると推定することとする。（第三十五条の三関係）

9　育成者権の侵害に係る訴えにおける第三者の意見の募集

育成者権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、広く一般に対し、当該事件に関する必要な事項について意見の提出を求めることができることとする。（第三十七条の二関係）

10　登録品種の名称使用義務等の違反に対する罰則の強化

第二十二条に規定する登録品種の名称使用義務等に違反した者に対する過料の上限を、十万円から二十万円に引き上げる。（第七十五条関係）

11　施行期日等

⑴　この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、4の育成者権の存続期間の延長に係る規定及び5の育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化に係る規定については、公布の日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　4の育成者権の存続期間の延長に係る規定について当該規定の施行の日に現にその存続期間が満了していない育成者権に適用することとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備する。（附則第二条から第七条まで関係）

⑶　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（附則第八条関係）

⑷　関係法律について所要の改正を行う。（附則第九条関係）

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百三十二号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和七年三月三十一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年八月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定（条約第十七号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とフィリピンの軍隊との間における、双方の参加を得て行われる訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条関係）

4　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること等を定める。（第五条関係）

6　この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両締約国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条関係）

7　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること等を定める。（第七条関係）